

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 島根厚生年金 事案615

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月1日から46年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を45年4月1日に、資格喪失日に係る記録を46年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から46年5月1日まで

昭和45年3月1日付けでA社にC職として採用され、46年2月28日までの期間はD部署に、同年3月1日から同年4月30日までの期間はE部署に勤務した。

私と同じ条件で採用された同僚は、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が有るにもかかわらず、私の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和45年4月1日から46年5月1日までの期間については、申立人がB社から交付されたとする申立人の履歴書（A社用紙）の写し、F社が提出した申立人の履歴書及び同社の回答から、申立人は、当該期間において、A社にC職として勤務（昭和45年4月1日から46年2月28日までの期間はD部署に、同年3月2日から同年4月30日までの期間はE部署にそれぞれ勤務）していたことが確認できる。

また、「C職等社会保険事務処理規程」によると、A社は、昭和38年10月1日から、C職等を厚生年金保険に加入させたことが確認できるところ、F社から履歴書の提示を受けた同僚のうち、申立人と同様に、45年2月にG研修機関における研修を受講後、同年3月1日にA社にC職として採用されたことが確認できる二人の同僚も、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の二人の同僚に係る被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間における前述の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届等を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から46年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和45年3月1日から同年4月1日までの期間については、前述の申立人に係る履歴書及びF社の回答から、申立人が当該期間においてA社にC職として勤務（昭和45年3月1日から46年2月28日までの期間においてD部署に勤務）していたことは確認できるものの、前述の同僚（二人）のうち一人を含む、申立人が採用時期及び雇用形態が同じであったとして名前を挙げた4人の同僚に聴取しても、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、F社は、「A社は、厚生年金保険の被保険者の範囲として、『C職等社会保険事務処理規程』第42条第3号において、『2箇月以内の期間を定めて使用される者であって、所定の期間をこえて引き続き使用された場合。』と定めており、この規定を踏まえ、研修期間を含め、2か月を経過してから厚生年金保険に加入させていた事例が全国的に多数見受けられる。C職の雇用期間は、正社員となることを前提とした者を含め毎月定め直すこととされており、2月に採用され、研修機関に1か月の期間入校後、3月からC職として勤務した場合、厚生年金保険の加入は4月からとなる。」旨を回答しているところ、申立人と同様に、昭和45年2月にG研修機関における研修を受講後、同年3月1日にA社にC職として採用されたことが確認できる前述の二人の同僚は、前述の被保険者原票及びオンライン記録から、同社において、同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、当該同僚のうち一人が所持している、厚生年金保険に初めて加入した際に受け取ったとする厚生年金保険被保険者証には、厚生年金保険の被保険者資格を初めて取得した年月日が同年4月1日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案616

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

昭和34年4月1日から40年10月1日までの期間において、A社C支店及び同社D支店に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入と記録されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持する昭和34年分及び35年分の給与所得源泉徴収票、同年2月分及び同年3月分の給与計算書、並びにB社が保管する申立人の労働者名簿及び失業保険被保険者転出届受理通知書（正）から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和34年10月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和34年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する前述の「失業保険被保険者転出届受理通知書（正）」によると、申立人の転勤年月日は、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日の昭和34年9月21日と記載されており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主は、同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。